

令和 7 年 度

山 梨 の 特 別 支 援 教 育



山 梨 県 教 育 委 員 会

目 次

I	概 況	2
1	特別支援教育の推進	
2	令和7年度特別支援教育関係事業概要	
3	特別支援学校の現状	
4	特別支援学級の現状	
5	「通級による指導」の現状	
6	交流及び共同学習の推進	
7	就学支援	
8	教職員の専門性の向上	
II	特別支援学校	8
1	学校教育指導指針	
2	特別支援学校在籍者数及び教職員数	
3	特別支援学校の紹介	
III	特別支援学級及び通級による指導	25
1	設置状況	
2	令和7年度 小学校・中学校特別支援学級、通級指導教室設置校及び設置学級数	
3	令和7年度 小学校・中学校通級指導教室設置校及び対象障害種別	
	※特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室設置校分布図	
IV	交流及び共同学習	34
1	学校間における交流及び共同学習（学校間交流）	
2	地域における交流活動（地域交流）	
3	居住地の学校等における交流及び共同学習（居住地校交流）	
V	就 学 支 援	36
1	就学相談	
2	就学手続の流れ	
3	地区教育支援（就学指導）委員会構成	
4	令和6年度就学支援児童生徒数について	
VI	特別支援教育関係研修・講座、指導資料	39
1	教員研修に関する制度	
2	特別支援学校教諭免許状取得に関する取組	
3	教員研修	
4	資料等一覧	
VII	特別支援教育関係機関等	42
1	総合教育センター 相談支援センター 特別支援教育担当	
2	相談機関等	
3	特別支援教育・社会福祉関係団体	
4	特別支援教育関係機関系統図	
VIII	特別支援教育関係要綱等	47
1	山梨県教育支援委員会開催要綱	
2	山梨県立特別支援学校学級編制要綱	
3	重複障害幼児児童生徒認定要領	
付	録	50
	・学校教育法（抜粋） ・学校教育法施行令（抜粋） ・学校教育法施行規則（抜粋）	
	・学校教育法施行令の一部改正について（通知）（平成25年9月1日付け文科初第655号）	
	・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	
	（平成25年10月4日付け文科初第756号）	

「山梨の特別支援教育」は山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課ホームページに掲載しています。

山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課HPアドレス

<https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/gaikyou.html>

I 概 況

1 特別支援教育の推進

本県では、平成 19 年度の特別支援教育の本格実施から、県内全ての幼稚園、小中学校及び高等学校への校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名を行うなど校内支援体制の整備を図るとともに「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成の指導、特別支援学校のセンター的機能の充実に取り組んできた。

平成 22 年度から公立小中学校、高等学校において、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名は 100%となっている。

公立小中学校特別支援学級在籍者における「個別的教育支援計画」の作成率（令和 5 年 5 月 1 日現在）は小学校が 99.7%、中学校が 99.7%であり、通級指導教室利用者における「個別的教育支援計画」の作成率は小学校 98.6%、中学校 100%と高い作成率となっている。

平成 20 年度から 24 年度まで、文部科学省の委嘱（委託）事業により、「山梨県特別支援教育総合推進事業」（特別支援教育の体制整備事業）を実施し、運営会議、地区及び専門部特別支援連携協議会の設置、特別支援教育専門家チーム、巡回相談員の配置、関係職員の資質向上のための研修会の開催等により特別支援教育を総合的に推進してきた。また、平成 23 年 7 月に「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定し、本プランの具現化に向け、各施策に取り組んできた。平成 25 年度から平成 27 年度まで、文部科学省の委託事業により「山梨県特別支援教育体制強化事業」を実施し、「山梨県特別支援教育総合推進事業」において構築した体制を基に、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理士の外部専門家（以下「外部専門家」という。）を活用した特別支援学校等の教員の専門性の向上、特別支援学校のセンター的機能の強化、総合教育センターにおける相談支援体制の強化等に取り組んできた。

平成 28 年度からは、文部科学省の補助事業により「インクルーシブ教育推進事業」を実施している。外部専門家に視能訓練士、歩行訓練士を加え、特別支援学校における校内の指導体制、教員の専門性及びセンター的機能の充実に図った。また、特別支援学校 10 校に配置した外部専門家を活用し、幼稚園等、小中学校、高等学校における特別支援教育の充実に取り組んできた。

平成 27 年度から「高校生こころのサポート事業（現在、『高校生こころのサポートルーム活用事業』に名称を変更）」を実施し、富士見支援学校内に「高校生こころのサポートルーム」を設置して、高校生及び高等学校への支援に取り組んできた。平成 4 年度、総合教育センターの組織再編に伴って新たに設置された相談支援センターに「高校生こころのサポートルーム」を富士見支援学校から移管し、一体的に運営することで、より効果的な支援を行っている。

平成 17 年度に作成された「個別的教育支援計画」は、インクルーシブ教育システム構築の推進に合わせた合理的配慮を明記する等、平成 28 年度から新たな様式に改訂した。また、平成 30 年度には「個別的教育支援計画 C 票（個別移行支援計画）」を策定し、卒業後の円滑な移行を目指している。

令和 2 年 3 月には「やまなし特別支援教育推進プラン 2020」を策定し、本プランの具現化に向け、各施策に取り組んできたが、令和 5 年度末をもって終了とした。今後は令和 6 年 3 月に策定された「山梨県教育振興基本計画」に則り、特別支援教育の取組を充実させていくこととした。

令和 3 年度から教員及び児童生徒の ICT 活用能力向上に向け、「特別支援学校における ICT 教育推進事業」を実施し、すべての特別支援学校で組織的・計画的に取り組んでいる。

令和 4 年度には、高校改革・特別支援教育課特別支援教育担当、義務教育課しなやかな心の育成担当、高校教育課生徒指導担当が 1 つの課になり、「特別支援教育・児童生徒支援課」を設置し、特別支援教育をはじめ、いじめ、不登校、ヤングケアラー対策等の児童生徒を取り巻く諸課題に一元的に対応を行っている。

令和 3 年度から新型コロナウイルス感染症の対策として、「特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業」を実施し、各特別支援学校のスクールバスの児童生徒乗車率が 5 割程度になるよう増便を行っていたが、令和 5 年度末をもって終了した。

令和 5 年度と令和 6 年度には「通級による指導」効果発揮研修事業を実施し、校内研修パッケージや特別支援教育についての理解啓発資料の作成、インクルーシブ教育システム推進研修を実施した。令和 7 年度より後継事業として「通級による指導」地域支援事業を実施することとした。

2 令和7年度特別支援教育関係事業概要

(1) 特別支援学校児童生徒就学奨励費

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の保護者に対し、教科用図書購入費等、特別支援教育就学奨励費を支給することにより経済的負担の軽減を図る。

(2) 特別支援教育推進事業

- ①山梨県教育支援委員会の開催
- ②特別支援教育担当職員研修会の開催・指導資料の作成
- ③インクルーシブ教育推進事業
 - ・インクルーシブ教育システム推進連携会議の開催
 - ・特別支援学校の専門性の充実に係る取組
 - ・就学支援体制の充実に係る取組
 - ・地域の連携ネットワークの構築に係る取組
 - ・幼稚園等、小中学校、高等学校における特別支援教育の充実に係る取組

(3) 交流及び共同学習推進事業

- ①特別支援学校における交流及び共同学習の実施と推進会議の開催
- ②山梨県交流及び共同学習研究会の開催

(4) 「通級による指導」地域支援事業

- ①「教材・教具アーカイブス」及び「研修資料アーカイブス」の整備
教材・教具や研修資料の集約及び整理
- ②「教材・教具アーカイブス」及び「研修資料アーカイブス」の活用
アーカイブスの活用

3 特別支援学校の現状

(1) 特別支援学校の設置状況等

本県では、平成19年度改正学校教育法施行とともに、学校名を「〇〇養護学校」から「〇〇支援学校」に改名（盲学校、ろう学校は名称を継続）し、特別支援教育をスタートした。

特別支援学校は、盲学校、ろう学校が各1校、肢病併置特別支援学校2校、知的障害特別支援学校3校、知的障害併置特別支援学校2校、知的障害併置特別支援学校（分校）1校、病弱特別支援学校3校（うち分校1校）の13校（うち分校2校）の県立特別支援学校と山梨大学教育学部附属特別支援学校（知的障害）の計14校が設置され、令和6年5月1日現在、県立特別支援学校に1,038人、附属特別支援学校に58人の幼児児童生徒が在籍している。

平成24年4月には、知的障害特別支援学校の在籍者数の増加による教室の不足や大規模化の解消を図るため、旧高等学校跡地を活用し、かえで支援学校（知的障害）の分教室を設置した。分教室では「職業実践コース」を設け、高等部の軽度知的障害の生徒を対象に職業的自立を目指した教育実践の取組を始めた。平成27年4月には、それまでの分教室の取組を基に、山梨県内では初となる県立高等支援学校を開校した。県立高等支援学校桃花台学園では、産業技術科に「食品加工コース」、「農業生産コース」、「環境メンテナンスコース」の3つのコースを設置し、職業自立に必要な能力と実践的な態度の育成を目指した教育を行っている。

令和2年4月には、児童心理治療施設「うぐいすの杜」に入所・通所する児童生徒を対象にした病弱特別支援学校である県立特別支援学校うぐいすの杜学園を開校した。うぐいすの杜学園では小中学校に準ずる教育に加えて、一人一人の状態に応じた自立活動の時間を設け、学習上や生活上の困難を改善・克服するための指導を行っている。

また、盲学校（視覚障害）、ろう学校（聴覚障害）、甲府支援学校（肢病併置）、わかば支援学校（知的障害）、やまびこ支援学校（知的障害併置）、高等支援学校桃花台学園（知的障害）に寄宿舎を設置しており、令和7年度は全体で87人の児童生徒が宿泊し、利用している。

富士見支援学校本校（病弱）は独）県立中央病院、同旭分校は独）県立北病院に併設され、病院で加療中の児童生徒の小中学校に準ずる教育を保障している。

あけぼの支援学校（肢病併置）は、県立あけぼの医療福祉センター（肢体不自由児・重症心身障害児施設）に、わかば支援学校本校（知的障害）は県立育精福祉センター（知的障害児施設）に隣接し、医療、福祉、教育が連携しながら特別支援教育を推進している。

令和6年4月、山梨県特別支援学校学則一部を改正し、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校の教育の対象とする障害種別に病弱（高等部に限る。）を追加した。このことにより、高等学校段階の病弱者の学びの場の選択肢が広がり、病気による入院や治療をしながら学び続けることができるようになった。令和7年度は、甲府支援学校高等部（病弱）に1人の生徒が入学した。

（2）訪問教育

重度の障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に、可能な限り教育を受ける機会を提供するため、教員が家庭や病院を訪問し指導を行う訪問教育については、肢病併置特別支援学校である甲府支援学校及びあけぼの支援学校、知肢病併置特別支援学校であるやまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の4校が実施できることとなっている。

令和7年度は、甲府支援学校、あけぼの支援学校の2校において、19人の児童生徒が訪問教育を受けており、9人の教員が指導にあたっている。

訪問教育対象児童生徒の障害は、重度・重複化、多様化しており、医療的ケアの課題も踏まえ、スクリーニングの実施、学校行事への参加についてガイドラインを示し、慎重な対応を行っている。さらに、児童生徒や保護者のニーズに対応できる幅広い学習・指導形態、指導方法の研究を進めている。

（3）センター的機能

学校教育法第74条により、特別支援学校は、特別支援教育に係るセンター校として、地域の幼稚園等、小中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとされている。

各特別支援学校では、校務分掌に地域支援部などを位置付け、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を指名し、①教育相談、②地域の幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校及び高等学校等への訪問支援、③特別支援教育に係る研修支援、④総合教育センター相談支援センターとの連携、⑤関係機関との連携及び連絡調整（地区及び専門部特別支援連携会議の企画・運営を含む）を行っている。

令和7年度 県立特別支援学校のセンター的機能の発揮に係る指定地域

依頼内容	依頼内容に係る対象障害種等						県立中央病院及び北病院への加療者（富士見支援学校への転入学相談者及び転出後支援を含む）	うぐいすの社会学園への転入学相談者及び転出後支援を含む	桃花台学園入学希望者	病弱対象高等部入学希望者
	視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	発達障害者	肢体不自由者	病弱・身体虚弱者・発達障害者の内の二次障害者				
市町村等										
甲府市 ○										
山梨市 ○										
笛吹市 ○										
甲州市 ○										
甲斐市 ○										
中央市 ○										
昭和町 ○										
北杜市 ○										
韮崎市 ○										
南アルプス市										
市川三郷町 ○										
富士川町 ○										
早川町 ○										
身延町 ○										
南都町 ○										
都留市 ○										
大月市 ○										
上野原市 ○										
小菅村 ○										
丹波山村 ○										
道志村 ○										
富士吉田市 ○										
西桂町 ○										
忍野村 ○										
山中湖村 ○										
鳴沢村 ○										
富士河口湖町 ○										
河口湖南組合 ○										
盲学校										
ろう学校										
かえで支援学校										
甲府支援学校										
富士見支援学校本校										
うぐいすの社会学園										
わかば支援学校										
あけぼの支援学校										
富士見支援学校旭分校										
わかば支援学校ふじかわ分校										
やまびこ支援学校										
ふじざくら支援学校										
かえで支援学校										
富士見支援学校本校・旭分校（県下全域）										
うぐいすの社会学園（県下全域）										
桃花台学園（県下全域）										
あけぼの支援学校（富士見、南アルプス市、北杜市、あけぼの医療福祉センター・加療中の者は、県下全域）										
やまびこ支援学校（都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村、道志村）										
ふじざくら支援学校（富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、鳴沢村、忍野村、山中湖村）										

○…言語障害を対象とする通級指導教室設置市町

※ 公立私立を含め幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校については、当該校等所在地の市町村に指定した特別支援学校が支援する。

（4）医療的ケア

甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、わかば支援学校ふじかわ分校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校の6校では、平成24年度に策定した「山梨県医療的ケア実施要綱」及び「医療的ケア実施要綱細則」に基づき、各学校は「医療的ケア実施要領」を作成し、安全管理等に十分配慮した実施マニュアルに従い、医療的ケアを実施している。

令和7年度は、57人の児童生徒に対して、たんの吸引、経管栄養、人工呼吸器の呼吸管理、導尿等の医療

的ケアを実施している。また、平成 25 年度より教員による特定行為に係る基本研修・実地研修を実施し、平成 26 年度からは教員が特定の児童生徒に対して喀痰吸引等の特定行為を開始している。

(5) 乳幼児早期教育相談

盲学校は視覚障害に関する教育相談・支援センターとして、ろう学校は聴覚障害に関する教育相談・支援センターとして、乳幼児に係る早期教育や相談支援を行っている。

4 特別支援学級の現状

令和 7 年 5 月 1 日現在、特別支援学級数は小学校に 487 学級、中学校に 235 学級、計 722 学級が設置され、2,672 人の児童生徒が在籍している。

障害種別では、知的障害特別支援学級が 245 学級（小学校 167、中学校 78）、自閉症・情緒障害特別支援学級が 366 学級（小学校 248、中学校 118）、病弱・身体虚弱特別支援学級が 46 学級（小学校 26、中学校 20）、肢体不自由特別支援学級が 35 学級（小学校 26、中学校 9）、難聴特別支援学級が 21 学級（小学校 13、中学校 8）、弱視特別支援学級が 9 学級（小学校 7、中学校 2）となっている。

総学級数は前年度から 17 学級増加しており、自閉症・情緒障害特別支援学級の増加が著しい。

肢体不自由、難聴、弱視特別支援学級は対象児童生徒が少なく 1～2 人学級となっており、集団による学び合いの場を確保するなど、児童生徒の障害の状態に応じた、適切な学級運営や教育課程の編成の在り方が課題となっている。

病弱・身体虚弱特別支援学級の内 5 学級（小学校分校 3 校、中学校分校 2 校）は病院に設置されている院内分校となっており、入院加療中の児童生徒の学習保障を行っている。

5 「通級による指導」の現状

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象とした「通級による指導」については、言語障害通級指導教室（ことばの教室）を 1 教室、発達障害・情緒障害通級指導教室（サポートルーム）を 9 教室、言語障害・発達障害・情緒障害通級指導教室（ことばと発達のサポートルーム）24 教室、計 34 教室を市町村教育委員会と協議し、全体的なバランスを考慮して設置している。言語障害通級指導教室で指導を受ける児童生徒の中には発達障害等のある者が少なくないため、言語障害だけでなく発達障害、情緒障害への指導を行うため、平成 18 年度から言語障害通級指導教室へ発達障害・情緒障害を指導する教員の配置を開始した。

難聴児を対象にした「通級による指導」は、県立ろう学校が全県を対象に実施しており、遠隔地の利用者のため、各地区の拠点校にろう学校の教員が出向いて指導している。

令和 7 年度、新たに笛吹市立石和北小学校（言語障害、発達障害、情緒障害）、都留市立都留第一中学校（発達障害、情緒障害）が新設された。

令和 7 年 5 月 1 日現在、言語障害 462 人、自閉症 247 人、情緒障害 206 人、LD434 人、ADHD228 人、難聴 14 人、計 1,591 人が通級している。

平成 28 年 12 月の学校教育法施行規則等の改正により、高等学校等における通級による指導が制度化された。このことを受け、県教育委員会は平成 30 年度から 2 年間「高等学校における通級による指導実践研究校事業」に県立中央高等学校を指定し、同事業を開始した（自校通級方式）。同じく、平成 30 年度からは県立ろう学校による高等学校に在籍する難聴生徒に対する通級による指導も開始した（巡回による指導方式）。

令和 2 年度からは、「高等学校における通級による指導実践研究校事業」に県立ひばりが丘高等学校を指定し事業を行う（自校通級方式）とともに、同事業の指定が終了した県立中央高等学校でも引き続き通級による指導を実施している。令和 6 年度から令和 7 年度にかけて実践研究校として県立中央高等学校を指定している。

6 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習推進事業として、県立特別支援学校 11 校（ふじかわ分校を含む、富士見支援学校、同旭分校を除く）を中心に、学校間における交流及び共同学習、地域における交流活動、居住地の学校等における交流及び共同学習を実施している。

実施校では、交流及び共同学習推進会議を設置し、実施計画、活動内容の協議、評価等を行い事業の推進に努めている。

県教育委員会においては、各校の推進委員及び地域交流関係者による、交流及び共同学習研究会を開催し、交流及び共同学習の円滑な推進のため、各実施校の事業成果と課題等について研究を行っている。

また、公立小中学校の特別支援学級の学級担任等を対象とした研修会等においても、特別支援学級と通常の

学級の連携や交流及び共同学習について、重要性や必要性を確認し推進を図っている。

(1) 学校間交流

令和7年度、交流及び共同学習提携校として、幼稚園・保育園各1か所、小学校13校、中学校13校、高等学校17校（延べ数）を指定している。

(2) 地域交流

令和7年度、地域交流提携団体は、特別支援学校の周辺地域の自治会、シニアクラブ、福祉施設、文化・芸術団体、農園等45団体で、環境整備作業、読み聞かせ会、伝承遊び等を計画している。

(3) 居住地校交流

令和7年度は、10校の特別支援学校で51人の児童生徒が、居住地校において交流及び共同学習を予定している。

7 就学支援

平成25年9月学校教育法施行令の一部が改正され、障害のある児童生徒の就学手続きについて、特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する児童生徒等は原則特別支援学校へ就学するという従来の仕組みを改め、市町村の教育委員会は、障害のある児童生徒等の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとされた。

県教育委員会においては、平成25年度末に、従来の「山梨県障害児適正就学推進委員会」を廃止し、障害のある幼児児童生徒の就学等に関する決定を行う市町村教育委員会等に対する指導及び助言の効果的な実施を図るため、「山梨県教育支援委員会」を設置した。

市町村教育委員会においては、県内9地区（3地区は市町単独設置、6地区は複数の市町村による共同設置）に、就学指導委員会（協議会）が設置されてきた。各就学指導委員会は、名称の変更、役割・開催回数の検討がなされ、徐々に教育支援委員会へと変更されてきており、就学時の判断だけでなく、就学後の一貫した支援についても助言を行う組織へと見直しが進められている。

県教育委員会では、市町村教育委員会による就学前からの継続した就学相談・支援体制を構築するため、市町村特別支援教育担当課長会議、市町村特別支援教育担当者会議及び障害児の教育相談及び心理検査の実施方法等について学ぶ「子供の実態把握のための専門研修会」を開催し、担当職員の専門性向上や各市町村及び地域の人材育成に努めている。また、市町村教育委員会が行う就学支援の取組を援助するために、県総合教育センター相談支援センターや県立特別支援学校における教育相談等を実施している。

8 教職員の専門性の向上

(1) 研修会等

山梨大学教育学研究科及び都留文科大学大学院教員派遣要綱により現職教員の研修制度が設けられている。また、教職員の専門性及び資質の向上を図るため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で開催される障害種ごとの専門研修（2か月）の受講を推進している。

さらに、毎年度、教育職員免許法認定講習を開催し、特別支援学校教諭免許状取得のための単位の修得を通じて、教員の専門性の向上に努めている。

県教育委員会では、管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等を対象にその役割に応じた専門性の向上を図るための研修会等を実施している。特に、特別支援教育の支援体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターの養成研修については平成15年度からモデル地域で開催し、通常の学級を担当する教員を対象とした研修や特別支援教育管理職研修会は平成17年度から実施している。さらに、平成19年度から高等学校における校内支援体制を整備するため、高等学校の特別支援教育コーディネーター研究協議会（現「コーディネーター研修会議」）を実施し、平成22年度からは高等学校の一般教員を対象とした研修を開催し、教職員の専門性の向上に努めている。

県総合教育センターにおいても、新特別支援教育担当研修、新特別支援教育コーディネーター研修、通常の学級における特別支援教育研修の他、実態把握、特性理解、授業づくり、ICT活用、医療的ケアスキルアップ等の研修を開催している。

(2) 指導資料

研修会の実施とともに、教員向けの啓発リーフレット、特別支援教育を担当する教職員のためのハンドブック等を作成し、特別支援教育に対する理解や、担当者の資質の向上に努めてきている。

平成 25 年度にはインクルーシブ教育システムの構築に向け、合理的配慮等の具体的な内容を示した「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする子どものための『授業支援ガイドブック』」（平成 28 年 3 月改訂）、平成 26 年度には、就学前の支援を就学後の小学校（小学部）へ継続するための方法を紹介した「『サポートノート』&『就学支援シート』活用ガイドブック」、平成 27 年度には様式の改訂を受けて「『個別の教育支援計画』の作成と活用リーフレット」、障害者差別解消法の施行による合理的配慮の具体例等を示した「授業支援ガイドブック（改訂版）」、平成 28 年度には「教職員のための『通級による指導』ガイドブック」及び同 DVD を発行し、平成 29 年度には「教職員のための『通級による指導』ガイドブック 2」を発行し、各研修会等で活用している。また、平成 30 年 6 月には、「子どもへの支援をつなげる・ひろげる『サポートノート』&『就学支援シート』活用ガイドブック」を改訂し、研修等でも用いている（P39 を参照）。平成 31 年 2 月には、入院児童生徒等への教育保障体制整備事業（文科省補助事業）により「教職員のための入院児童生徒支援ガイド」を、令和 3 年 3 月には、学習障害等のある児童生徒への支援体制強化事業（文科省補助事業）により「『読み』や『書き』の困難さのある子ども達のアセスメントと指導・支援」を発行し、研修等でも活用している。令和 3 年 7 月には「特別支援教育コーディネーターハンドブック」、令和 5 年 11 月には「外部専門家活用事例集」の改訂を行い、研修等で活用している。令和 6 年 2 月には『個別の教育支援計画』の作成と活用の手引き」の改訂を行った。この他の指導資料についても必要に応じて改訂を行い、研修等に活用している。

Ⅱ 特別支援学校

1 学校教育指導指針

『令和7年度 教育振興基本計画を踏まえた山梨県が目指す学校教育』は、『山梨県教育大綱』『山梨県教育振興基本計画』の方向性にもとづき、各校種を通じて県全体で重点的に取り組むべき指針を示したものである。学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を重視し、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成することが求められている。

① 未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進

子供たちが夢や希望に向かって邁進するとともに、持続可能な社会を創り出す姿を目指し、確かな学力、豊かな心、健やかな体がバランス良く育まれるよう、一人一人の特性や関心・意欲に応じた教育の充実を図る。

◇特別支援学校における取組の重点◇

- ①自立した学習者の育成
- ②確かな学力の育成
- ③豊かな心の育成
- ④健やかな体の育成
- ⑤キャリア教育の推進

◇目指す姿◇

- ①多様な他者と協働したり、自己調整したりして学習を進めていく子供主体の授業への転換を図ることにより、子供一人一人の関心・意欲や特性に基づいた子供の力を伸ばす学びが実現している
- ②主体的・対話的で深い学びの授業実践により、知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が身に付き、児童生徒の学びに向かう力が高まっている
- ③各教科等の授業や特別活動をはじめ、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等、学校教育活動全体を通して、全ての児童生徒が自己有用感を感じ、他者を理解し、多様性を尊重し、協力し合うことができている
- ④子供が健康的な生活習慣を確立し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができる習慣を身に付けるとともに、自ら主体的に心身の健康の増進と体力の向上を図ることができている
- ⑤各学校段階に応じた児童生徒が身に付けたい能力や態度を設定し、児童生徒自身が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことができるようになっている

② 誰もが可能性を伸ばせる教育の推進

誰一人取り残されない学びを保障するため、少人数教育などによるきめ細かな質の高い教育とともに、学びたいと思った時に学べる機会の充実を図る。また、生涯にわたり学び続けながら主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援していくことに努める。

◇特別支援学校における取組の重点◇

- ⑥特別支援教育の充実
- ⑦学校・家庭・地域の連携・協働の推進

◇目指す姿◇

- ⑥障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学んでいる。個別の教育ニーズに的確に応えた教育が、全ての校種において提供されている
- ⑦地域の子供の成長・発達を支援するために、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみの連携・協働を進めることで教育力の向上が図られ、地域全体で子どもたちの成長を支えている

③ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

様々な教育データの利活用を図りながら、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図るため、1人1台端末を効果的に活用して、学びへ最大限の効果を発揮できるよう努める。

◇特別支援学校における取組の重点◇

⑧GIGA スクール構想の推進

⑨情報活用能力の育成

⑩学校におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

◇目指す姿◇

⑧GIGA スクール構想により、整備された1人1台端末が文房具のように日常的に使われるとともに、デジタル教科書やデジタル教材等を積極的に活用している。1人1台端末の活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が行われ、情報活用能力が一層身についている

⑨教員のICT実践力が強化され、全ての児童生徒が校種・地域・学校規模に関わらず質の高い教育を受けている。課題解決型の探究的な学びや高等学校の情報教育等を通して、情報活用能力を育む教育が行われている

⑩校務デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により校務系と学習系等のデータ連携の高度化・効率化が図られることにより、教育データの効果的な利活用が行われ、教員の業務が最適化されている

④ 学校を取り巻く教育環境の整備

子供たちが安心して質の高い教育を受けられるよう、学校における働き方改革を推進し、教員が子供と向き合うための心と時間のゆとりを確保するとともに、教員の資質向上に向け、研修等の充実を図る。また、教員の人材確保、学校教育を支えるICT環境の充実、安全かつ安心して学べる環境の確保等の教育環境の整備に努める。

◇特別支援学校における取組の重点◇

⑪学校における働き方改革の推進

◇目指す姿◇

⑪学校における働き方改革などの教員の働く環境の整備により、子供たちと向き合う時間が確保され、子供たち一人一人の豊かな学びを目指した教育が行われている

2 特別支援学校在籍者数及び教職員数

令和7年5月1日現在

	幼児児童生徒数					合計	教員数									合計	職員数										合計
	幼稚園部	小学部	中学部	高等部	高等部設置学科		校長	副校長	教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師		負担法による			その他の者							
																	事務職員	寄宿舎指導員	学校栄養職員	事務職員	実習助手	学校栄養職員	学校給食調理従事員	用務員	警備員・その他		
盲学校 (視覚障害)	3	10	4	11	普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	28	1	0	2	0	37	1	0	0	0	41	3	8	1	0	3	0	2	0	1	18	
	1	7	2	3		13																					
ろう学校 (聴覚障害)	9	13	7	3	普通科	32	1		2		33	2			5	43	3	8	1						1	13	
	3	6	2	3		14																					
甲府 (肢体・病弱)		47	24	27	普通科	98	1	0	2	86	0	1	1	0	0	91	3	12	1	0	2	0	1	0	0	19	
		46(8)	22(2)	21(6)		86(16)																					
あけぼの (肢体・病弱)		18	11	16	普通科	45	1		2		55	1			9	68	3				1					4	
		17(2)	10(1)	16		43(3)																					
わかば (知的障害)		109	52	99	普通科	260	1	0	3	0	126	2	0	0	0	132	3	14	1	0	0	0	0	0	1	19	
		31	19	29		79																					
わかば ふじかわ分校 (知・肢)		9	10			19	1	1	0	0	13	1	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	0			1																					
やまびこ (知・肢・病)		19	11	24	普通科	54	1	0	2	0	44	1	0	0	9	57	3	8	1	0	0	0	0	0	1	13	
		5	2	4		11																					
富士見 (病弱)		2	4			6	1	0	1	0	12	1	0	0	6	21	2							1		3	
富士見旭分校 (病弱)		2	6			8		1			10	1			2	14										0	
ふじざくら (知・肢・病)		61	20	34	普通科	115	1	0	2	0	69	2	0	0	0	74	3	0	1	0	1	0	1	0	2	8	
		10	6	7		23																					
かえで (知的障害)		118	70	92	普通科	280	1	0	3	0	126	2	0	0	0	132	3	0	0	0	0	1	0	0	1	5	
		25	12	26		63																					
桃花台学園 (知的障害)				114	産業技術科	114	1		1	1	41	2			7	53	3	8			2				1	14	
うぐいすの杜学園 (病弱)		6	5			11	1		1		14	1			3	20	2									2	
県立小計	12	414	224	420		1070	12	2	21	87	580	18	1	0	41	762	31	58	6	0	9	1	4	1	8	118	
山梨大学 附属特別 支援学校 (知的障害)		18	16	21	普通科	55	1	1	0	0	26	1	0	1	0	30	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
合計	12	432	240	441		1125	13	3	21	87	606	19	1	1	41	792	31	58	6	1	9	1	4	1	8	119	

※幼児児童生徒数の下段は重複障害、下段()内は訪問教育の在籍数(いずれも内数)

※教員数、職員数ともに本務者のみを掲載(休職者は含む)

3 特別支援学校の紹介

(1) 山梨県立盲学校

- ① 所在地
〒400-0064 甲府市下飯田二丁目 10 番 2 号
TEL (055) 226-3361
FAX (055) 226-3362
URL <http://www.ysvi.kai.ed.jp/>
E-mail ysvi@ysvi.kai.ed.jp
- ② 設置年月日 昭和 24 年 4 月 1 日
- ③ 交通機関 JR 中央線「甲府駅」より山交バス④番
長塚行「長松寺町」バス停下車
- ④ 校地面積 13,721 m²
- ⑤ 校舎・諸施設面積
校舎 5,771 m²
文化交流会館 350 m²
運動場 2,576 m²
- ⑥ 寄宿舎
寄宿舎面積 1,391 m²
定員 24 人
在舎児童生徒数 13 人（うち全泊者 3 人）
- ⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数



校 舎

学部	幼稚園				小学部							中学部				高 等 部												合 計	
学科																本 科				専 攻 科									
																普通科				保健医療科			保健医療科			理療科			
学年	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	重 複	1	2	3	4	5	6	重 複	1	2	3	重 複	1	2	3	重 複	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
学級数	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	3	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	17
人 数	2	0	0	1	0	0	1	0	2	0	7	0	1	1	2	2	1	2	3	0	0	0	1	0	0	1	0	1	28

- ⑧ 入学資格
- 対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による視覚障害者
 - 通学区域 県下全域
- ※幼稚園・高等部については入学者選抜実施要項に定めるものとする。

⑨ 本校の特色

- ア 視覚障害を補う専門教育（盲教育・弱視教育）を基礎に、視能訓練士や歩行訓練士等の専門家と連携しながら一人一人の教育的ニーズに応じた指導を通して、確かな学力と自主性・社会性の育成に努めている。
- イ 職業自立を目指した高等部本科保健医療科及び専攻科保健医療科では、あん摩・マッサージ・指圧師、そして高等部専攻科理療科では、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の国家試験の受験資格を得ることができる。

ウ 「Eye 愛ひとみ相談支援センター」を開設し、県内視覚障害児者に対して、視覚的ケア、補助具の活用、育児相談、教材や指導法の助言、入学・進学相談、拡大教科書の紹介等のサポートを行っている。また、専門家と連携し、小・中学校在籍弱視児童生徒への支援、臨時相談・継続相談・巡回相談、眼科外来と連携したピア・サポート等を実施し、地域の視覚障害教育のセンター的役割を果たしている。



授業風景（拡大読書器を活用した授業：高等部本科普通科）



授業風景（あんま実技：理療関係学科）

(2) 山梨県立ろう学校

- ① 所在地
〒405-0016 山梨市大野 1009
T E L (0553) 22-1378
F A X (0553) 22-6419
U R L <http://www.rogako.kai.ed.jp/>
E-mail ro-g@kai.ed.jp
- ② 設置年月日 昭和 24 年 4 月 1 日
- ③ 交通機関 中央本線山梨市駅・春日居町駅
各下車徒歩 25 分
- ④ 校地面積 17,763 m²
- ⑤ 校舎・諸施設面積
校 舎 3,536 m²
体育館 810 m²
文化交流会館 500 m²
運動場 6,500 m²
- ⑥ 寄宿舎
寄宿舎面積 684 m²
定員 20 人
在舎児童生徒数 13 人（曜日泊・特別入舎含む）
- ⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数



校 舎

学 部	幼稚部				小学部							中学部				高等部 (普通科)				合 計
学 年	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	重 複	1	2	3	4	5	6	重 複	1	2	3	重 複	1	2	3	重 複	
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	1	1	1	1	0	0	0	1	14
人 数	1	1	4	3	3	1	1	1	1	0	6	1	3	1	2	0	0	0	3	32

- ⑧ 入学資格
○対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による聴覚障害者。
○通 学 区 域 県下全域
※幼稚部・高等部については入学者選抜実施要項に定めるものとする。
- ⑨ 本校の特色
ア 個々の実態に応じた様々なコミュニケーション手段を活用し、言語力の向上と言語生活の充実をめざしている。
イ 一人一人の学力向上を図るため、指導法の工夫・改善を進めるとともに、教材教具を創意工夫し、分ける授業をめざしている。
ウ 乳幼児教育の充実を図り、聴覚に障害のある乳幼児への教育と保護者への支援を行っている。
エ 本校の「きこえとことばの相談支援センター」は、県内唯一の聴覚に障害のある幼児児童生徒のための教育機関である。当機関は県内のセンター的役割を担い、支援を必要とする幼児児童生徒・保護者及び職員等への支援と、関係諸機関との連携に積極的に取り組んでいる。
オ 学校間交流や地域の人々との交流活動では、社会的経験を広め社会性を身に付けさせるとともに、聴覚障害者への理解を深めている。
カ 県内の小学校・中学校・高等学校の通常学級に在籍する聴覚障害のある児童生徒に対して、在籍校と連携した「通級による指導」を行っている。



乳幼児教育相談（2 歳児グループ指導）

(3) 山梨県立甲府支援学校

① 所在地

〒400-0064 甲府市下飯田二丁目 10-3
 TEL (055)226-3322
 FAX (055)226-3323
 URL <http://www.yogoy.kai.ed.jp/>
 E-mail yogoy@kai.ed.jp

② 設置年月日 昭和 38 年 4 月 1 日

(山梨県立養護学校として開校)

③ 交通機関

JR 中央線「甲府駅」より
 南口バスターミナル新 1 番線
 山交バスにて、長塚行・長塚経由
 敷島営業所行き「長松寺」バス停下車
 徒歩 8 分

④ 校地面積 14,059.07 m²

⑤ 校舎・諸施設面積

校 舎 7,779.86 m²
 文化交流会館 350.32 m²
 駐車場 5,200.68 m²

⑥ 寄宿舎

寄宿舎面積 1,591.79 m²
 定員 20 人
 在舎児童生徒数 22 人 (曜日泊、放課後利用含む)

⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

学 部	小学部								中学部					高等部（普通科）								合 計
学 年	1	2	3	4	5	6	重 複	訪 問	1	2	3	重 複	訪 問	1		2		3	重 複	訪 問		
														肢 体	病 弱	肢 体	病 弱	肢 体				
学級数	0	0	1	0	0	1	12	3	0	0	1	7	1	1	1	1	1	1	5	2	38	
人 数	0	0	2	0	0	1	36	8	0	0	2	20	2	1	1	2	2	1	14	6	98	

⑧ 入学資格

○対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による肢体不自由者及び高等部段階の病弱者 (病弱以外の障害を併せ有していない者)

○通 学 区 域 [小・中学部] 中巨摩郡, 甲府市, 山梨市, 甲斐市, 笛吹市, 甲州市及び中央市
 [高等部] 西八代郡, 南巨摩郡, 中巨摩郡, 甲府市, 山梨市, 甲斐市, 笛吹市, 甲州市及び中央市

※高等部については入学者選抜実施要項に定めるものとする。

⑨ 本校の特色

ア 児童生徒一人一人の個性や能力・特性に応じた指導を重視し, 教材の開発, 肢体不自由の改善, 知的発達を促す指導の在り方, 心の問題に関するケアなどにきめ細かく対応している。また, 保護者・関係諸機関との連携を密に図りながら, 個々のニーズに応じた教育を目指している。

イ 児童生徒の食べる機能の発達段階に応じた 4 形態食 (初期・中期・後期・普通) を調理段階から用意している。また, 医療的ケアの必要な児童生徒には学校看護師による医療的ケアを行っている。さらに歯科医による摂食指導や学校指導医による巡回医療相談を定期的に行うなど, 健康で安全な学校生活を送れるよう教育条件整備に努めている。

ウ 全学部で一斉に行う自立活動の時間を設け, 教師間の共通認識のもと, 知識・技能を高め, 望ましい自立活動の指導を目指す。また, PT・OT 等の専門家の活用で, より効果的な自立活動の指導を行っている。



校 舎



授業風景 (総合的な学習の時間 : お米の学習)

(4) 山梨県立あけぼの支援学校

- ① 所在地
〒407-0046 韮崎市旭町上條南割 3251-1
TEL (0551)22-6131
FAX (0551)22-6628
URL <http://www.akebonoy.kai.ed.jp>
E-mail ask@akebonoy.kai.ed.jp
- ② 設置年月日 昭和 49 年 4 月 1 日
- ③ 交通機関 JR 中央線「甲府駅」より
山梨交通バス御勅使行き
「御勅使」下車
JR 中央線「韮崎駅」より市民バス
社会福祉村行き「社会福祉村」下車
- ④ 校地面積 16,425 m²
- ⑤ 校舎・諸施設面積
校 舎 3,793 m²
文化交流会館 552 m²
運動場 4,300 m²
食堂棟 287 m²
プール棟 367 m²
- ⑥ 寄宿舎 なし
- ⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数



校 舎 玄 関

学部	小学部								中学部					高等部（普通科）				計
学年	1	2	3	4	5	6	重複	訪問	1	2	3	重複	訪問	1	2	3	重複	
学級数	1	0	0	0	0	0	5	1	1	0	0	3	1	0	0	0	6	18
人数	1	0	0	0	0	0	15	2	1	0	0	9	1	0	0	0	16	45

⑧ 入学資格

- 対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による
肢体不自由者及び病弱者（高等部のみ）
- 通学区域 韮崎市，南アルプス市及び北杜市。
ただし，山梨県立あけぼの医療福祉センターで
加療中の者にあつては県下全域。

※高等部については入学者選抜実施要項に定めるものとする。

⑨ 本校の特色

- ア 質の高い自立と社会参加にむけて，隣接する県立あけぼの医療福祉センターと連携し，一人一人の障害の程度，能力，特性等に
応じた，きめ細かい教育実践に努めている。
- イ 目的に応じて知識・技術を使いこなす力を育成するために，個
別の指導計画や個別の教育支援計画において 1 年間で達成可能
な具体的な目標を設定し指導に当たっている。
- ウ 児童生徒の「学習・生活上の困難の軽減」を意識して指導方法
や教材・教具を工夫し，支援機器の活用にも努めている。
- エ 学校間や地域との交流及び共同学習等を通して，自主性・社会
性・創造性を育て，お互いに学び合い，高め合える教育活動の
充実に努めている。



授業風景（小学部 生活）



授業風景（中学部 数学）

(5) 山梨県立わかば支援学校



① 所在地

〒400-0226

南アルプス市有野 3346-3

TEL 055-285-1750

FAX 055-285-5827

URL <http://www.wakabay.kai.ed.jp>

E-mail wakaba-yg@kai.ed.jp

② 設置年月日 昭和 49 年 4 月 1 日

③ 交通機関

JR 中央線甲府駅より山交バス「御勅使行」

「有野入口」下車 徒歩 3 分

④ 校地面積 43,069.10 m²

⑤ 校舎・諸施設面積

校 舎 8,819.39 m²

文化交流会館 500 m²

運動場 6,980.0 m²

⑥ 寄宿舎

寄宿舎面積 682.16 m²

定 員 24 人

在舎児童生徒数 26 人（全泊者 2 人・その他 24 人）

⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数

学 部	小学部							中学部				高等部（普通科）				計
学 年	1	2	3	4	5	6	重複	1	2	3	重複	1	2	3	重複	
学級数	4	3	2	2	2	2	11	2	1	3	7	3	4	4	10	60
人 数	22	17	10	9	8	12	31	9	6	18	19	19	26	25	29	260

⑧ 入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者

○通 学 区 域 [小・中学部] 中巨摩郡，韮崎市，南アルプス市，北杜市，甲斐市，
中央市（旧豊富村の区域を除く。）

[高 等 部] 西八代郡，南巨摩郡，中巨摩郡，韮崎市，南アルプス市，北杜市，
甲斐市及び中央市（旧豊富村の区域を除く。）

※高等部の入学資格については，入学選抜実施要項に定める。

⑨ 本校の特色

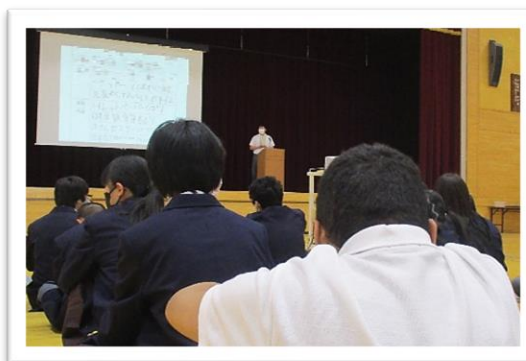
ア 知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校で，小学部・中学部及び高等部の 3 学部を設置している。

イ 「たくましい力 ゆたかな心」を教育目標とし，卒業後に社会の一員としてそれぞれの場で安定した社会生活を営むことができる児童生徒の姿を目指している。

ウ 指導と評価の一体化を図りつつ，系統性・一貫性・発展性のある教育課程を編成し，一人一人の児童生徒のニーズに応じた教育を行うことを目指している。



校 舎



授業風景（生徒会総会：高等部）

(6) 山梨県立わかば支援学校ふじかわ分校

① 所在地

〒400-0601

南巨摩郡富士川町鯉沢 5673-12

T E L (0556) 27-0067

F A X (0556) 20-2007

U R L <http://www.kai.ed.jp/wakafujy/>

E-mail wakafujy@kai.ed.jp

② 設置年月日 平成 12 年 4 月 1 日

③ 交通機関

JR 東海 身延線「鯉沢口駅」よりタクシー10 分

山梨交通バス鯉沢営業所行 「鯉沢営業所」下車タクシー5 分



校 舎

④ 校地面積 4,941 m²

⑤ 校舎・諸施設面積 2,176 m²

校 舎 1,551 m²

運動場 625 m²

⑥ 寄宿舎 なし

⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数

学部	小学部								中学部					合計
障害別	知的障害						肢 体	重 複	知的障害			肢 体	重 複	
学年	1	2	3	4	5	6			1	2	3			
学級数	1	1		1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	
人数	1	1	1	2	0	2	0	2	3	6	1	0	0	19

⑧ 入学資格

○対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者または肢体不自由者

○通 学 区 域 西八代郡及び南巨摩郡

⑨ 本校の特色

ア 「たくましい力 ゆたかな心」の教育目標の下、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を行っている。小規模校である利点を生かして、職員間の連携を密に取りながら個別の指導計画を作成し、丁寧な学習指導を行っている。また体験的な活動を重視し、社会生活の中で必要な力を身に付けられるように工夫している。

イ 豊かな自然のある地域で、人や自然とのふれあいを大切にして教育活動を展開している。防災教育にも力を入れており、定期的に防災学習を行っている。

ウ 交流及び共同学習やわかば支援学校本校との合同学習を積極的に推進し、様々な人とのかかわりや集団での活動を体験できるように配慮している。

エ いきいき教育地域人材活用推進事業や文化芸術による子供の育成事業等を活用して、本物の芸術に触れる機会を確保している。

オ 特別支援教育のセンター校として、地域の関係機関と繋がり、積極的な情報発信、支援連携を行っている。



授業風景 (作業学習：中学部)

(7) 山梨県立やまびこ支援学校

- ① 所在地
〒409-0618 大月市猿橋町桂台三丁目 31-1
T E L (0554) 23-1943
F A X (0554) 23-1946
U R L <http://www.yamabikoy.kai.ed.jp/>
E-mail ymbk-yg@kai.ed.jp
- ② 設置年月日 昭和 54 年 4 月 1 日
- ③ 交通機関
JR 中央線「猿橋駅」より徒歩 20 分、タクシー 5 分
大月 IC より車 15 分
- ④ 校地面積 18,297 m²
- ⑤ 校舎・諸施設面積
校舎 6,660 m²
運動場 2,900 m²
- ⑥ 寄宿舎
寄宿舎面積 566 m²
定 員 14 人
在舎児童生徒数 4 人



シンボルタワーの鐘をきく



- ⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数

学部	小学部								中学部						高等部							計
障害別	知的障害						肢 体	重 複	知的障害			肢 体	重 複	知的障害			肢 体	重 複	病 弱			
学 年	1	2	3	4	5	6			1	2	3			1	2	3						
学級数	1	1	1	1	1	1	0	2	1	1	1	0	1	1	1	2	0	2	0	18		
計	1	5	2	2	1	3	0	5	2	3	4	0	2	4	5	11	0	4	0	54		

- ⑧ 入学資格

○対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害、肢体不自由、病弱(高等部に限る)
○通 学 区 域 都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村
※高等部については入学者選抜実施要項に定めるものとする。

- ⑨ 本校の特色

ア 知的障害者、肢体不自由者、病弱者(高等部に限る)を対象とした特別支援学校である。児童生徒の障害の状態や特性、発達の段階等を考慮した上で、教科学習を中心に据えた教育課程を編成している。肢体不自由及び病弱単一障害に対しては準ずる教育を行っている。

イ 系統的・発展的な指導を目指し、個別の指導計画の作成を通じて学習指導と学習評価の一体化を図っている。また、言語環境や ICT 活用のための環境整備を進めながら、各教科等において身に付けるべき資質・能力を育成している。

ウ 個に応じた指導のための自立活動や余暇活動の指導、体験的な学習活動、高等部生対象の産業現場等における実習や進路学習会などを計画的に行い、児童生徒の自立と社会参加を目指している。

エ やまびこまつり(学園祭)や芸術鑑賞会(文化庁学校巡回公演)などの学校行事のほか、提携先の小学校、中学校、高等学校及び地域の方々との交流や共同学習を進めている。

オ 通学は、スクールバス 3 路線の運行、J R 中央線や路線バスを利用した自主通学、寄宿舎の利用等による。



カフェ・ベル (高等部職業)



文化庁巡回公演 (人形浄瑠璃)



やまびこまつり風船飛ばし

(8) 山梨県立富士見支援学校

① 所在地

〒400-0027 甲府市富士見一丁目 1-1

T E L (055) 252-3133

F A X (055) 252-6167

U R L <http://www.fujimiy.kai.ed.jp>

E-mail fujimiy@kai.ed.jp

② 設置年月日 昭和 59 年 4 月 1 日

③ 交通機関

甲府駅 4 番乗り場 山梨交通バス

中央病院経由 敷島営業所行 竜王駅行他

「県立中央病院」下車 徒歩 1 分

④ 校地面積 1,382 m² (県立中央病院内 敷地内)

⑤ 校舎・諸施設面積 1,876 m²

⑥ 寄宿舎 なし

⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

小学部、中学部が設置されている。児童生徒は、県立中央病院への入院通院に伴い転入・転出となることから、在籍状況は年間を通じて流動的である。そのため、学習集団はその時々の子どもの状況に応じ構成している。

⑧ 入学資格

○対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による病弱者

○通 学 区 域 県下全域 (山梨県立中央病院で加療中の者に限る。)

⑨ 本校の特色

○治療を受けながら、小学校・中学校に準ずる教育が受けられる。

ア 教育内容は、小・中学校に準じている。

イ 病状によって、学習空白や学習進度が異なる場合も多いため、個々の状態に応じた指導を行っている。心身症等の場合、その状況に応じて教科等の設定や指導体制を工夫し、段階的な指導 (初期対応・適応・通常) を行っている。

ウ 医療、学校、家庭及び前籍校が緊密な連携をとりながら指導にあたっている。

エ 病状に応じて、病棟でのベッドサイド学習や学校と病棟間における遠隔授業を行っている。

オ 病気で加療中の児童生徒が、本校への学籍の異動を行わずに本校の学習支援を受けることができる。

○教育相談・訪問支援・研修支援など、県内の病弱教育に関するセンター的役割を担っている。

ア 小・中・高等学校に在籍する慢性疾患や心身症・神経症、発達障害等を抱える児童生徒の教育相談や学校への訪問支援の充実に取り組んでいる。

イ 児童生徒の病気や特性に応じた学習指導・支援の方法等について、情報提供の充実を図っている。



校 舎



授業風景 (小学部)



宿泊学習 (中学部)

(9) 山梨県立富士見支援学校旭分校

① 所在地

〒407-0046 韮崎市旭町上條南割 3314 番地 13
 TEL (0551) 22-7144
 FAX (0551) 22-7143
 URL <https://www.fujiasay.kai.ed.jp>
 E-mail fujiasa-yg@kai.ed.jp

② 設置年月日 平成9年4月1日

③ 交通機関

JR 中央線甲府駅より山梨交通バス御勅使行
 「御勅使」下車徒歩 10 分
 JR 中央線韮崎駅より韮崎市民バス社会福祉村行
 「県立北病院」下車



④ 校地面積 1,231.0 m²

⑤ 校舎・諸施設面積

校 舎 1,001.5 m²

⑥ 寄宿舎 なし

⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

小学部・中学部が設置されている。児童生徒は北病院への入院・通院に伴う転入・転出となり在籍状況は年間を通じて変動がある。そのため学習集団はその時々在籍児童生徒の状況に応じて構成される。

⑧ 入学資格

○対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による病弱者
 ○通 学 区 域 県下全域（山梨県立北病院で加療中の者に限る。）

⑨ 本校の特色

○病状に配慮しながら小学校・中学校に準ずる教育が受けられる。

ア 一人一人の実態に合わせて自立活動を中心とした初期段階、少しずつ集団や日課に慣れていく適応段階、通常の日課表に沿って主体的に活動する通常段階の指導を行っている。

イ 学習空白など、児童生徒の実態に応じて基礎的・基本的な学習内容の定着を図っている。

ウ 前籍校復帰を目指し、医療、前籍校と密接に連携をとりながら支援を行っている。

○安心・快適な学習・生活環境に配慮されている。

ア 学校は自然豊かな環境の中にあり、四季を感じられる屋外での体験活動を計画的に行っている。

イ 校舎の中央には吹き抜けのホールがあり、児童生徒が集まり、交流できるようになっている。

○センター的機能の充実を図っている。

ア 小学校・中学校・高等学校に在籍する心身症等心因性疾患の児童生徒の教育相談を行っている。

イ 小学校・中学校・高等学校への訪問支援、研修支援、児童生徒の特性に応じた支援についての情報提供を行っている。



授業風景（ふれあい活動「ビーチバレーボール」）



授業風景（中学部 数学）

(10) 山梨県立ふじざくら支援学校

① 所在地

〒401-0301

南都留郡富士河口湖町船津 6663-1

T E L (0555) 72-5161

F A X (0555) 72-5164

U R L <http://www.fujizaky.kai.ed.jp>

E-mail fujizkr-yg@kai.ed.jp

② 設置年月日 平成 8 年 4 月 1 日

- ③ 交通機関 富士急行河口湖駅下車
山梨赤十字病院バス停から徒歩 5 分
富士山世界遺産センターバス停・
富士河口湖高校バス停から徒歩 8 分

④ 校地面積 23,158 m² (学校管理面積)

⑤ 校舎・諸施設面積

校 舎 5,862 m²

体育館 839 m²

運動場 4,799 m²

⑥ 寄 宿 舎 なし

⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数

学部	小学部								中学部					高等部（普通科）							合計
障害別	知的障害						肢体	重複	知的障害			肢体	重複	知的障害			肢体	病弱	重複		
学年	1	2	3	4	5	6			1	2	3			1	2	3				1	
学級数	2	2	2	2	2	1			0	4	1			1	1	0				2	
人数	11	7	9	9	11	4	0	10	5	4	5	0	6	9	9	8	1	0	7	115	

⑧ 入学資格

○対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者、肢体不自由者、病弱者（高等部のみ）

○通 学 区 域 南都留郡（道志村を除く）及び富士吉田市

※高等部については入学者選抜実施要項に定めるものとする。

⑨ 本校の特色

ア 富士北麓・東部地域の知的障害児、肢体不自由児及び重複障害児を対象として平成 8 年度に「富士ふれあいの村」の一角に開設された総合的な特別支援学校である。令和 6 年度より病弱（高等部のみ）を設置した。

イ 小学部から高等部までの多様な障害のある児童生徒が在籍しているため、4 つの教育課程を編成し、個に応じたきめ細かな教育を行っている。医療的ケアの対象となる児童生徒も在籍する。

ウ 周囲を緑に囲まれた恵まれた自然環境の中にある。地域との交流を重視しながら、開かれた学校づくりを行っている。

エ 地域の特別支援教育のセンター的役割を担い、教育相談や訪問支援、研修支援、専門図書の貸し出しなどを実施し、地域の幼児児童生徒、保護者、教員等に必要な支援を行っている。



校 舎



授業風景（I コース図画工作：小学部）

(11) 山梨県立かえで支援学校

① 所在地

〒400-0807 甲府市東光寺二丁目 25 番地 1 号

T E L (055)223-6355

F A X (055)223-6356

U R L <http://www.kaedey.kai.ed.jp/>

E-mail kaedey@kai.ed.jp

② 設置年月日 平成 13 年 4 月 1 日

③ 交通機関 学校までの交通手段

JR 中央線「酒折駅」から徒歩 20 分

JR 身延線「善光寺駅」から徒歩 10 分

山交バス「甲府市障害者センター」バス停から徒歩 10 分



校 舎

④ 校地面積 23,957 m²

⑤ 校舎・諸施設面積 校 舎 6,104 m² 体育館及び交流ホール 1,098 m²

運動場 4,000 m² プール 556 m² 農 園 400 m²

⑥ 寄 宿 舎 なし

⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

学 部	小学部							中学部				高等部（普通科）				計
学 年	1	2	3	4	5	6	重複	1	2	3	重複	1	2	3	重複	
学級数	5	3	3	3	3	2	9	4	3	4	4	3	3	4	9	62
人 数	28	14	16	13	14	8	25	21	18	19	12	22	18	26	26	280

⑧ 入学資格

○対象障害種 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者

○通 学 区 域 甲府市，山梨市，笛吹市，甲州市及び中央市(旧豊富村の区域に限る。)

※高等部については入学者選抜実施要項に定めるものとする。

⑨ 本校の特色

ア 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成に努めている。特に高等部では，卒業後の進路も見据えた教育実践に取り組んでいる。

イ 地域の方々との温かな人間関係を重視した交流及び共同学習の推進に努め，特別支援教育に対する理解推進のために「地域に開かれた学校」を目指している。

ウ 地域の特別支援教育のセンター校として，本校のリソースを活用した教育相談・訪問支援・授業見学などを実施し，地域の幼児児童生徒・保護者・教師等の教育的ニーズに応えている。

授業風景【高等部：作業学習】



木工班

農園班



クラフト班

食品加工班



手工芸班



陶芸班

(12) 山梨県立高等支援学校桃花台学園

- ① 所在地
〒406-0026 笛吹市石和町中川 1400 番地
T E L (055)263-7760
F A X (055)263-0741
U R L <https://www.toukadai.kai.ed.jp>
E-mail toukadai-g@kai.ed.jp
- ② 設置年月日 平成 27 年 4 月 1 日
- ③ 交通機関 学校までの交通手段
J R 中央線 石和温泉駅からタクシー 15 分
富士急バス 山梨県立博物館バス停から徒歩 25 分
- ④ 校地面積 41,226.49 m²
- ⑤ 校舎・諸施設面積
校舎 8,121.49 m²
運動場 17,404 m²
体育館 748.84 m²
圃場 2,849 m²
- ⑥ 寄宿舎
寄宿舎面積 555.34 m²
定員 18 人
在舎生徒数 18 人
- ⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

学 部	高等部（産業技術科）			合 計
学 年	1	2	3	
学級数	6	5	5	16
人 数	42	35	37	114

- ⑧ 入学資格
- ・知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者
 - ・高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
 - ・知的障害の程度が比較的軽い者で、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者以外の障害を併せ有していない者
 - ・基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者
○通学区域 県下全域

⑨ 本校の特色

- ア 軽度の知的障害のある生徒を対象とした、高等部単独の特別支援学校として平成 27 年 4 月に開校した。
- イ 自主通学を基本とし、遠方からの通学で時間のかかる生徒の通学保障として、寄宿舎を設置している。
- ウ 産業技術科では、主として専門学科において開設される各教科のうち、「家政」、「農業」、「流通・サービス」を開設し、専門教科の各分野の学習を通じて、職業教育の充実を図っている。また、職業教育に係る外部専門家を講師として活用し、より専門的な内容の学習を行っている。
- エ 職業教育に重点を置き、卒業後は企業等への就労を目指している。日々の学習や進路先見学、就業体験、産業現場等における実習（現場実習）等を通して、生徒一人一人に合った進路選択ができるような指導や支援を行っている。



校 舎



教科「家政」の授業風景

(13) 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園

① 所在地

〒400-0851

甲府市住吉二丁目 1-17

T E L 055-288-1628

F A X 055-288-1729

U R L <https://www.uguisu.kai.ed.jp/>

E-mail uguisu@kai.ed.jp

② 設置年月日 令和2年4月1日

③ 交通機関 バス：甲府駅南口バスターミナル3番

乗り場から「小瀬スポーツ公園」行き 「甲府職業安定所」下車 徒歩1分

電車：JR身延線「甲斐住吉駅」から徒歩3分

④ 校地面積 1,043.66 m² (山梨県子どものころサポートプラザ内)

⑤ 校舎・諸施設面積 1,519.95 m²

⑥ 寄宿舍 なし

⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

小学部・中学部を設置している。児童生徒は、児童相談所の措置による、「子ども心理治療センターうぐいすの杜」への入所・通所に伴う転入・転出となり、在籍状況は年間を通じて流動的である。そのため、学習集団は、学年を基本に、児童生徒の状況に応じて構成している。

⑧ 入学資格

○対象障害種 学校教育法施行令第22条の3の規定による病弱者

○通学区域 県下全域 (山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜に措置中の者に限る)

⑨ 本校の特色

ア 小学校・中学校に準ずる教育課程において、それぞれの児童生徒の状態に応じて学習空白を補完し、教育を保障する学校。

イ 心理的ケアを必要とする児童生徒の状態に応じた指導・支援を行う学校。

ウ 「子ども心理治療センターうぐいすの杜」をはじめ、関係する他機関と連携し、児童生徒の社会生活への適応を目指した教育を行う学校。



校 舎



芸術鑑賞会（三味線の鑑賞と体験）



地域交流（プランター苗植え）

(14) 山梨大学教育学部附属特別支援学校

- ① 所在地
〒400-0006 甲府市天神町 17-35
TEL (055)220-8282・8284
FAX (055)220-8322
URL <https://www.futoku.yamanashi.ac.jp>
E-mail fuyok@yamanashi.ac.jp
- ② 設置年月日 昭和 48 年 4 月 1 日
- ③ 交通機関 JR 中央線「甲府駅北口」より徒歩 20 分
山梨交通バス 武田神社行き または積翠寺行き乗車
山梨大学前下車徒歩 3 分



- ④ 校地面積 14,403 m²
- ⑤ 校舎・諸施設面積
校舎 3,017 m²
生活訓練施設 473 m²
運動場 3,255 m²
学校農園 735 m²
- ⑥ 寄宿舎 なし
- ⑦ 設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

学 部	小学部						中学部			高等部 (普通科)			計
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
	3	3	3	3	3	3	5	6	5	7	7	7	
学級数	1		1		1		1	1	1	1	1	1	9
計	3	3	3	3	3	3	5	6	5	7	7	7	55

- ⑧ 入学資格
○学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者。(医師の診断書を提出できる者)
○学校生活において医療的ケアが必要でない者
○進行性疾患のない者
○通学区域

原則、保護者同伴又は自主通学が可能な者で、原則として通学時間が片道 1 時間以内の者

⑨ 本校の特色

- ア 少人数の利点を生かし、落ち着いた環境で学習を展開している。また、小学部・中学部・高等部の連携を踏まえた上で、個々のニーズに応じた丁寧な教育を目指している。
- イ 隣接する山梨大学教育学部と連携し、最先端の知見を活用したよりよい教育を目指している。
- ウ 甲府駅から近く、様々な地域から公共交通機関を用いた通学が可能である。将来の自立に向けた自主通学が計画しやすい立地条件である。
- エ 附属学校として取り組む教育実践及び研究を通して、県内外の特別支援学校や小中学校を対象とした、特別支援教育の推進に取り組んでいる。



高等部学習発表会 (R6 年 10 月 11 日)